

別紙

諮問第1074号

答 申

1 審査会の結論

「平成24年〇月〇日付『建築士法第26条第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』の開示について第三者が反対の意思を表示した意見書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成24年〇月〇日付『建築士法第26条第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』の開示について第三者が反対の意思を表示した意見書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年3月23日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 条例の前文では、条例における解釈及び運用の基本原則について定めており、情報公開を原則として進め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。

イ 条例10条（存否応答拒否）は安易に用いてはならない。存否を明らかにした場合発生する損害が重大な場合に限り適用するべきである。存否応答拒否を安易に適用する

ことを許すと条例の前文で示す「情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保すること」が不可能となる。

ウ 東京都総務局は平成28年11月21日付28総総法査第269号の3「東京都情報公開審査会への諮問及び弁明書の送付について」を開示している。処分庁に「平成24年〇月〇日付『建築士法第26条第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』の開示について第三者が反対の意思を表示した意見書」が提出されていることを認めている。

エ 東京都生活文化局ホームページにおいて、本件文書が提出されていることが公にされている。

オ 総務局も生活文化局も本件文書が存在することを明らかにしている。処分庁が本件文書の存否を明らかにしないで拒否することは、違法であり不当である。

カ 審査請求人はこの他にも東京都知事が非開示を決定した処分を不服として審査請求を行っているが、審理が停まっている。非開示の処分が、審査請求を経て取り消されることになっても、1年を超える時間がかかる。その間ずっと公文書は開示されないのであり、審査請求人は必要とする情報が得られない不利益を受け続ける。東京都知事には、東京都の職員が軽々しく非開示の決定、特に、本件処分のように、存否応答拒否を濫用していること、及び、一旦非開示となった場合、審査請求を経て取り消されるまで長い期間がかかることを調査して、情報公開制度の改革をしていただきたいと願っている。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、特定の法人等が公文書の開示について反対の意思を表示した事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものである。

当該法人等が反対の意思を表示した事実の有無を公にした場合、当該法人等の内部管理情報である特定事業に係る方針が明らかになり、当該法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできず、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他、社会的地位が損なわれると認められる。

以上のことから、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 5月11日	諮問
平成29年11月22日	新規概要説明（第184回第一部会）
平成29年11月30日	実施機関から理由説明書收受
平成29年12月 8日	審査請求人から意見書收受
平成29年12月20日	審議（第185回第一部会）
平成30年 1月30日	審議（第186回第一部会）
平成30年 2月28日	審議（第187回第一部会）
平成30年 4月26日	審議（第188回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 第三者保護に関する手続について

条例15条1項では、開示請求に係る公文書に東京都以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る東京都以外のものに対し、意見書を提出する機会を与えることができる旨を規定している。

また、意見照会及びその回答の様式として、知事が行う情報公開事務に関する規則（平成11年東京都規則第230号）により、意見照会書（第8号様式）及び開示決定等に係る意見書（第8号様式 別紙。以下「意見書」という。）を定めており、意見照会を受けた第三者は、開示について反対するか否かにかかわらず、意見を述べるができることとされている。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成24年〇月〇日付『建築士法第26条第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』の開示について第三者が反対の意思を表示した意見書」（以下「本件請求文書」という。）を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づきその存否を明らかにせず開示請求を拒否する決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生

活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

エ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、特定の法人等の特定事業に係る方針が明らかになり、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなると主張している。

この点について審査会が確認したところ、本件開示請求に係る開示請求書に特定の法人名の記載はないものの、建築士事務所の監督処分に係る起案文書の年月日を特定して請求が行われているため、建築士事務所の処分について実施機関が公表している事実と併せれば、仮に意見書を提出した法人等が存在する場合、その法人等が特定される可能性は否定できない。

また、本件開示請求に係る意見書については、東京都公式ホームページ中の東京都情報公開審査会の新規諮問を掲載するページにおいて、第三者が意見書を提出した事実は公になっており、当該ページ上での記載内容から、当該意見書により公文書の開示に反対する意思を表示したことも推察できるものと認められる。

以上のことを踏まえると、仮に特定の法人等が、条例15条1項に規定する第三者保護の手続において、公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出していた場合、本件請求文書の存否を答えることにより明らかになるのは、当該法人等が開示決定に反対する意思を表示したという事実の有無であり、特段の事情のない限り、開示について反対の意思を示したことをもって、直ちに当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が具体的に侵害されるとまでは認められない。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号の非開示情報を

開示することとなるとまでは認められないため、本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当ではなく、本件請求文書の存否を明らかにして、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも